

障害者の法定雇用率引上げ及び除外率の引下げについて

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

来年度以降、法定雇用率の引上げと除外率の引下げが実施されます。

◆障害者の法定雇用率が0.2%引き上げられます。

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上	37.5人以上

◆業種による除外率が10ポイント引き下げられます。(令和7年4月以降)

業種によって定められている除外率が、令和7年4月1日から、それぞれ10ポイント引き下げられ、算定の基礎となる労働者数が増加することにより雇用しなければならない障害者数も増加します。

◆「障害者雇用相談援助事業」の実施について

障害者を雇用した経験がなく、障害者雇用に対するノウハウがない事業主に対して、労働局の認定を受けた認定事業者が、障害者の一連の雇用管理に関する相談援助を無料で実施します。

認定事業者については、富山労働局のホームページをご確認ください。

富山労働局 障害者雇用相談援助事業 認定事業者一覧 検索

障害者雇用相談援助事業 認定事業者とは

障害者の雇用経験やノウハウを有する等、一定の要件を満たす事業者として労働局から認定を受けた事業者です。認定事業者が、労働局等による雇用指導と一体となって、障害者の雇い入れや雇用管理に関する相談援助事業（障害者雇用相談援助事業）を実施した場合は、認定事業者に対して「障害者相談援助助成金」が支給されます。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先 富山労働局職業安定部職業対策課 TEL076-432-2793
各ハローワーク